

常盤平地域活性隊会則

平成 23 年 5 月 20 日 改訂

(前文)

常盤平地域活性隊は常盤平地域を活性化するのが目的のボランティアグループ。

常盤平団地は日本の高度成長期時代を支えた緑あふれる街でもあり、50 年前に設計されたとは思えない緑多いすばらしい環境を備えた常盤平団地の中心部分にある商店街広場を利用しイベント（トキサイ）の開催を通じて地域の活性化を行うのが本団体の重要な事業です。

トキサイとは常盤平祭からとった名称で商店街広場を中心として音楽やパフォーマンス、アート展示、街歩き等を実施するイベント名です。

(名称)

第 1 条 この会は「常盤平地域活性隊(以下、活性隊という。）」と称します。

(目的)

第 2 条 我々、活性隊は地域に開かれたイベント、トキサイの開催を実施することにより常盤平を中心とした周辺地域の活性化を目標とします。

2 総会で議決された関連事業を行います

(事務所)

第 3 条 活性隊の事務所は、〒270-2261 松戸市常盤平 2-2-5(竹内建築設計事務所)内に置きます。

(会員の要件)

第 4 条 活性隊の会員は地域を愛し、自らの手でより良い地域社会をつくりあげようという意思を持った個人及び団体とします。

(入会及び退会)

第 5 条 本会に入会又は退会しようとする者は、入隊届又は退会届を書面により事務所に届け出ることとします。

2 入会または退会の届があった者については定例会で報告するものとします。

(活動内容)

第 6 条 活性隊の活動内容を以下に掲げるものとし、具体的な事業内容は別に毎年度定めます。

- (1) 「トキサイ」の開催
- (2) 総会・定例会・各種会議の開催
- (3) 活性化活動やアートイベントなどの企画開催
- (4) トキ塾(常盤平塾)の開催
- (5) その他 会の目的に関連した活動

(事業年度)

第7条 活性隊の事業年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までとします。

(役員構成)

第8条 活性隊には隊長、副隊長、会計、監査役、及び理事を置き、この運営に当たります。隊長は1名、隊長を除く役員の数数は2名以上とします。

(役員任期)

第8条 活性隊の役員の数数は1年とします。ただし再選を拒みません。

(役員等の選任)

第9条 隊長、副隊長、会計、監査役、理事は、会員の中から互選し、定期総会で出席者の過半数の議決により承認されます。

2 隊長を除く役員は、役員の数半数以上が出席する役員会の数議決で増員・任命出来ます。

(役員の数職務)

第10条 隊長は活性隊を代表し会務を総括します。

2 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故のある時にはその職務を代行します。

3 会計は活性隊の会計業務を行います。

4 監査役は活性隊の会計等の数運営状況について監査します。

5 理事は担当部門の数運営を進めます。

(定例会)

第11条 定例会の数開催は毎月1回とし、開催通知に関しては週報を利用し電子メールにて配布致します。

2 定例会への欠席の数連絡は不要とします。

3 定例会の数議長については隊長がこれを務めます

4 定例会の数決定事項については、全員の数賛成を原則としますが、隊長がやむを得ないと判断する案件については出席者の過半数の数賛成により決定します。なお、賛否同数の場合には隊長の数判断で決定することとします。

(役員会)

第12条 役員会は隊長の数招集により、必要に応じて開催し、議長は隊長が務めます。

2 役員会は定期総会で承認された年間の数事業計画、予算計画等に基づき、定例会で議決すべき事項又は報告すべき事項について整理・調整します。

(定期総会)

第13条 定期総会は原則として年度の第一、四半期に開催することとし、会員には2週間前までに文書または電子メールにより通知することとします。

2 会員は定期総会に欠席する場合は、あらかじめ事務所に委任状を提出することとします。

3 総会の議決は原則として出席者の過半数の賛成をもって行うこととしますが、会則の改正その他役員会で特に重要と認められた事項については、3分の2以上の賛成をもって決定することとします。

(会の開催)

第14条 活性隊は定例会を原則として月一回開催します。必要に応じて運営委員会を開催し、定例会の議題等について調整します。

(2)活性隊の定期総会を毎年1回開催し、前年度の事業実績の報告、当該年度の事業計画及び予算案・会則の改正の審議を行います。

(3)活性隊の定例会及び定期総会は隊長がこれを招集します。

(会計)

第15条 活性隊の運営に必要な経費は会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てます。

(2) 活性隊の会費は、個人会員が年千円とします。

2 会費は一括納入とし、毎年度4月中に会計担当理事に納めることとします。なお、新規会員にあっては、入会時に納めることとします。

(3)活性隊の会計年度は第6条の事業年度に準じます。

(付則)

この会則は平成21年5月に制定され第1回改定平成22年5月14日にされたものを平成23年5月20日に第2回改定し即日施行します